

平成 29 年

第 4 回市議会定例会 議案第 14 号

函館市青少年会館条例の一部改正について

函館市青少年会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青少年会館条例の一部を改正する条例

函館市青少年会館条例（昭和 48 年函館市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

函館市亀田青少年会館条例

第 2 条を次のように改める。

（名称および位置）

第 2 条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市亀田青少年会館

位置 函館市亀田本町 19 番 21 号

第 2 条の 2 中「前条に規定する青少年会館」を「函館市亀田青少年会館」に改める。

第 9 条第 2 項中「函館市亀田青少年会館」を「青少年会館」に、「別表」を「，別表」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

南茅部青少年会館を廃止するため